

## 与論中学校生徒指導に関する諸規定

### 1 生徒心得

以下に掲げる中学校の諸規定は、原則として4つの視点を基準に存在している。

① 上級学校への入学や就職等に向けて、そのままの身なりで試験等に臨めるか。
② 他の生徒を不快にしたり、迷惑をかけたりのようなことはないか。
③ 保護者に金銭的過度な負担をかけることにならないか。
④ 学習に集中できる環境を創り出すことにつながるか。

#### (1) 中学生としての心得

- ア 本校生徒としての自覚をもち、責任ある態度をとる。また、社会道徳を守り、法律を遵守する。
- イ 互いに礼儀を重んじ尊敬し合うこと。あいさつは学校の内外を問わず、常に実践する。
- ウ 服装規定を守り、身だしなみを整える。

#### (2) 校内での心得

- ア 学習の場であることを意識した行動を心がける。
- イ 無断外出はしない。また、指定箇所以外からの出入りはしない。
- ウ 学校生活に※1 不要なものは校内に持ち込まない。また、学校備品を使用するときには係の先生の許可を受けて使用し、使用後は元の場所に返す。特別教室の利用については管理の先生の許可を得る。

#### (3) 校外での心得

- ア 日没以降の外出は原則として認めない。日没後の外出は、保護者同伴または保護者の責任のもとで行うようにする。
- イ 外泊は認めない。特に友人宅への外泊は厳しく禁止する。ただし、親族・親戚宅での外泊等、保護者が承諾し責任をもてるものはこの限りではない。
- ウ カラオケボックスの利用は保護者同伴とし、生徒だけの利用は認めない。

### 2 与論中学校の一日の流れ

#### (1) 8:05 までに登校し、8:10 までに着席できるようにしておく。

- ア 荷物を整理し、カバンやバッグは各自の棚にしまう。
- イ 宅習帳などの提出物を提出する。
- ウ 係活動（学校づくり運動等）がある生徒は早めに登校し、活動を行う。
- エ 欠席、遅刻、早退などについては、保護者から 8:15 までに学校へ連絡する。

#### (2) 8:10 になったら

- ア 着席し、静かに朝読書の準備に取りかかる。
- イ 提出物係になっている生徒は提出物の点検を行い、1 時間目開始までに職員室前の棚に置く。

#### (3) 朝読書（8:15～8:30）

朝読書に静かに取り組む。

#### (4) 朝の会（8:30～8:40）

- ア 時間になったら日直等を中心に朝の会を行う。

イ 健康観察係は健康観察の結果を担任の先生に報告し、検印をもらってから1時間目開始前までに健康観察簿を保健室に提出する。

(5) 授業

- ア 休み時間に次の授業の準備を済ませておく。
- イ 移動教室の場合は速やかに移動し、教室の机の上には何も置かず、椅子を入れておく。
- ウ チャイム1分前までには着席し、静かに先生を待つ。
- エ 授業の前後には大きな声であいさつをする。
- オ 忘れ物をしない（前日にチェックをする）。
- カ 教科書等の貸し借りをしない。
- キ 次の日の教科連絡は昼休み時間終了までに済ませる。

(6) 給食

- ア 給食当番は給食着を着用し、配膳時にはマスクを着用する。
- イ 給食当番は速やかに準備や後片付けができるように協力する。
- ウ 給食当番以外の生徒は当番の邪魔にならないよう手洗い・うがいを済ませて静かに自分の座席で待つ（4時間目終了後5分以内に着席する）。

(7) 清掃

- ア 体育服への更衣は昼休み中に行う。
- イ 清掃作業場所への移動を促す放送が入ったら遊びをやめて、速やかに作業区域に移動する。
- ウ 後片付けをしっかりとし、作業用具の管理は作業担当者で責任をもって行う。

(8) 帰りの会

- ア 係は6校時終了後、すぐにプリント類や提出物を取りに来て配る。
- イ 時間通りに進められるように着席する。
- ウ 提出物のことなど、重要な連絡が多数あるので必ずメモをとるようにする。

(9) 放課後

- ア 日直は戸締まり、机の整理整頓、簡単な掃除などの最後の確認をして、学級日誌を担任へ提出してから下校する。
- イ 帰りの会終了後、用のない生徒は速やかに下校する。
- ウ 夜間外出はしないこと。やむを得ない場合は保護者同伴とする（部活動終了時刻から1時間後以降の外出を夜間外出とする）。
- エ 19時以降の各種スポーツ連盟の活動に参加する生徒は、保護者の送迎ができ、21時までの活動とする。テスト期間は参加を控えることが望ましい。

(10) 休日

- ア 外出する際は、行き先や帰宅予定時間などを家族に知らせておく。
- イ 小学校などの公共施設や公共物を使用するときには、その施設等の管理責任者に必ず許可を得てから利用する。
- ウ 違法行為（飲酒、喫煙、薬物使用、無免許運転等）を絶対にしないこと。

### 3 服装・身なりのきまり

#### (1) 制服

##### 〈男子〉

- ①ズボン…黒の標準学生ズボン（ノータックで標準マーク入り）。変形ズボンは認めない。ベルト（黒または茶で、幅は3～4 cm 程度で装飾のないもの。ベルト通しも極端にならないこと）を必ず着用する。
- ②夏の上着…白の半袖開襟シャツ。胸ポケットに指定のネームをつける。
- ③冬の上着…黒の標準服。ボタンは標準服についているものを使用し、装飾のついたものは使用しない。袖口はチャック付きやホック付きのものにならないようにする。
- ④中間服の上着…白の長袖カッターシャツ。胸ポケットに指定のネームをつける。

##### 〈女子〉

- ①スカート…濃紺のスカート。長さは膝が見えない程度とする。
- ②夏の上着…白の半袖セーラー服（襟は3本の白線入りで、白の胸当てがあるもの）。紺のスカーフを着用する。胸ポケットに指定のネームを付ける。
- ③冬の上着…濃紺のセーラー服（襟は3本の白線入りで、白の胸当てがあるもの）。白のスカーフを着用する。胸ポケットに指定のネームを付ける。

##### 〈男女共通〉

- ア 学校指定の制服を着用する。
- イ 与論中学校の生徒として、恥ずかしくない身なりを心がける。
- ウ 男子のシャツ・女子のセーラー服の下に、着用するものの色は白・黒・紺・グレーなどの華美でない肌着とする。カラーTシャツやイラスト，文字の入っているTシャツの着用は禁止する。
- エ ※<sup>8</sup>防寒着について
- ・ セーター類 白・黒・紺・グレーのセーター等の着用を認める。
  - ・ 薄手のインナー 白・黒・紺・グレーなどの華美でないものとする。
  - ・ 防寒着としての※<sup>2</sup>黒タイツの着用を認める。
- ※ セーターや長袖のインナーを着用する際は、襟，袖，ウエストから見苦しく見えないようにする。
- ※ 手袋，マフラー，ネックウォーマー等の着用は認める。ただし，華美にならないようにする。校舎内では外すこととする。
- オ 更衣は※<sup>3</sup>12月と1月は原則冬服を着用とし，それ以外の時期は気候や体調によって各自で着こなす。その際，一時的な防寒着として学校指定のジャージの着用を認める。ただし，卒業式や入学式等の儀式的な行事では冬服を着用する。
- カ ネームは，各自，香文堂で購入すること。
- キ ※<sup>4</sup>学校指定のポロシャツの着用は認める（5月～10月）。ただし，儀式的行事や体育の授業・運動系の部活動での着用は認めない。

(2) ※<sup>5</sup>靴下は白または黒を基調とする華美でないものとする。(R6 改定)

(3) 靴は白色で，白のひもつき運動靴とする。

#### (4) 鞆

ア 学校で指定された鞆を使用する。

イ 補助バッグは学校指定のもので、体育服や部活動の道具など、学生靴に入らないものを入れるために使用する。

ウ カバン・補助バッグにつけてよいキーホルダーは安全面に配慮し、邪魔にならないようにつける。(R6 改定)

(5) ※6スリッパは学校指定のものを使用する。

(6) ジャージ及び体育服は、学校指定のものを使用する。

(7) 頭髪

ア 髪型は、学校行事や入試等に臨める、中学生らしいさっぱりとした髪型とする。(R6 改定)

イ 男子の髪型

・前髪の長さは、自然な状態で目にかからない程度とする。

・横は耳にかからない程度とし、もみあげは耳の下までとする。

・後ろは襟にかからない程度とする。

・そり込み、パーマ（ストレートパーマを含む）、ヘアアイロン、染色、脱色等や整髪料の使用は認めない。※8ただし、髪質等悩みのある生徒は個別に相談する。(R6 改定)

ウ 女子の髪型

・前髪の長さは、自然な状態で目にかからない程度かピンで留める。

・肩にかかる場合は、耳より下の位置でゴムで結ぶ。体育的活動や給食時間(準備を含む)等頭髪が邪魔になる場合は、安全面や衛生面に配慮してゴムで結ぶ。(R6 改定)

(ヘアゴムやヘアピンを使用する場合は黒・紺・茶で、華美でないものとする。)

・横髪は落ちてこないように、切るかピンで留める。

・カール、パーマ（ストレートパーマを含む）、ヘアアイロン、染色、脱色等や整髪料の使用は認めない。※8ただし、髪質等悩みのある生徒は個別に相談する。(R6 改定)

(8) その他

ア 眉毛や髭など、身だしなみを整える程度は認める。過度な眉いじりは認めない。(R6 改定)

イ マニキュア、ピアス、エクステ等の装飾品の使用や化粧は禁止する。

ウ 櫛以外の整髪用具、及びその他の化粧用具等は持参しない。

エ 制汗剤・日焼け止めは無香料のものに限り認める。ただし、使用時間、場所を守ること。

オ 水筒の持参を年間を通して認める。中身は水かお茶を原則とするが、熱中症対策のためスポーツドリンクを許可することもある。

## 4 自転車通学について

(1) 自転車

ア 自転車通学規定で規定されている自転車を購入する。

イ 点検整備を心がける。

(2) 通学

ア 自転車通学規定を遵守し、交通ルールを守る（ヘルメット・あごひもの着用、蛍光たすきの着用、スピードの出し過ぎや並進、無灯火、一時不停止をしない、ステッカーの貼り付け等）。

イ 違反者は自転車通学を停止する。繰り返す者には自転車通学の取り消しもあり得る。

ウ 雨天時はカッパを着用する（傘をさしての運転は、危険なので禁止する）。

エ 決められた通学路を通して通学する（年度初めに通学路の確認を行う）。

オ 校内では自転車に乗らない（それぞれの門からは自転車を押して歩く）。

カ 通学時の服装は、制服または体操服・ジャージとする。ただし、朝練のある部活動生について

は、練習着等での登校を認める。

### (3) 自転車通学の申請

- ア 「自転車通学許可願」を全員に配布する。
- イ 通学路の確認、自転車通学に関する注意事項の指導、自転車及びヘルメットの点検等、自転車通学を認めるに必要な手続きを踏まえた上で許可を出す。
- ウ 許可を受けた生徒は、許可証（ステッカー）を購入し、自転車の所定の場所にステッカーを貼り、自転車通学が許可される。

## 5 部活動

- (1)入退部は保護者と相談の上、入部届にて担任に報告し、顧問の許可を得る。入部についてはできるだけ1年時に入部し、3年間継続して活動することが望ましい。
- (2)休日の練習でも、登下校は制服・ジャージ・体育服・ユニホーム等を原則（それ以外の服装の使用については、顧問の指示に従う）とし、自転車での登下校の場合には自転車通学規定に従うこととする。
- (3)活動にあたっては、顧問の先生の指導助言を受けながら、部長を中心に自主的に活動すること。下校時刻を守れるように、練習や片付けは安全に留意して速やかに行うこと。
- (4)部活動停止期間については、原則として、中間テストの5日前、期末テストの1週間前とする。

## 6 下校時刻

- (1)部活動に所属していない生徒は、年間を通して、原則として16:45までに下校する。
- (2)部活動に所属している生徒の下校時刻は次の通りとする。下校時刻には、下校が完了しているように留意すること。

4月～ 7月…18:30までに下校する。

9月～10月…18:00までに下校する。

11月～1月…17:30までに下校する。

2月…18:00までに下校する。

3月…18:30までに下校する。

※土日、祝日、及び長期休業中は17:00までに下校する。

### 〈付記〉

- ※1 「学習に必要なものであるか」「他の人や担任の先生に迷惑をかけないか」といった基準をもとに、生徒には指導をしていきましょう。(R3.1月現在)
- ※2 体育の授業ではタイツ着用をしないように指導されています。休み時間等は特に着用には制限はありません。(R3.1月現在)
- ※3 R3より冬服着用期間を設けています。(R3.1月現在)
- ※4 R3より考案の事項です。R4以降も要検討事項です。儀式的行事は〔入学式・卒業式・修了式・始業式・終業式〕になります。(R3.1月現在)
- ※5 儀式的行事で全体の靴下の色を揃えていくという指導はしない。(R3.1月現在)
- ※6 高校と連携して同じものを使用していくかは今後検討が必要です。(R3.1月現在)
- ※7 R4年3月の生徒指導委員会で協議・決定。シャツの下には基本的には肌着を着用するよう指導していく方針でいく。(衛生面の観点から)
- ※8 R6年4月の職員会議で協議し、職員の意向を踏まえ、最終的には学校長が判断する。その後R6年生徒総会で提案し、生徒からも承認を得て決定する。保護者への周知は、PTA総会で進捗状況を発

信し，生徒総会で承認を得られた内容については，1学期の学級PTAの資料に添付し伝える。